振興局からの情報提供

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について



※ 根室振興局地域政策課

令和2年6月10日

 (都 道 府 県)

 各人保健所設置市 >

 特 別 区)

防災担当主管部(局)長 農衛生主管部(局)長

孠 内閣府政策統括官 (防災担当) 1 규 1> H 光 参事官 結核 民保護 (避難生活担当) 感 畍 淡 浴 症 課 · 防 災 誤 郡 票 立 赋 匝 畑

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版) だしいて

料として、先般、「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」(令和 2年5月21日付け府政防第939号他)を発出したところです。 新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合の参考資

避難所全体のレイアウトの例について示したところです。 この通知においては、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の検討に資するよう、

たします。 したので、平時の事前準備及び災害時の対応を行うに当たっての参考としていただくようお願いい この庾、 レイアウトの例について更に検討を進め、別添のとおりレイアウトの例を更新いたしま

を踏まえ、 なお、この資料は、前回同様、 「の資料は、前回同様、今後、新型コロナウイルス感染症の状況や新たに得られた知見等更新されるものであることを申し添えます。

たして 貴都道府県内の市町村防災担当主管部局に対しても、その旨周知していただきますようお願いい

· であることを申し添えます。 本件通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助

<連絡先>

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当) 赤司、長谷川、秋吉、山元 TEI 03-2501-5101 (声涌)

车

TEL 03-3501-5191 (直通)

消防庁国民保護·防災部防 災課 神田、舘野

TEL 03-5253-7525 (直通)

厚生労働省健康局結核感染 症課 加藤、榊原

TEL 03-3595-2257 (直通)

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付時〉

専用階段、専用トイレ の確保をする。(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・ 消毒等の工夫をしたり得ることもあり得る。健康な人との兼用は 不可。)

専用スペースと専用ト イレ、独立した動観を確 保できない場合は、濃 厚接触者専用避難所を 別途開設することも考え られます。

軽症者等 (一時的)

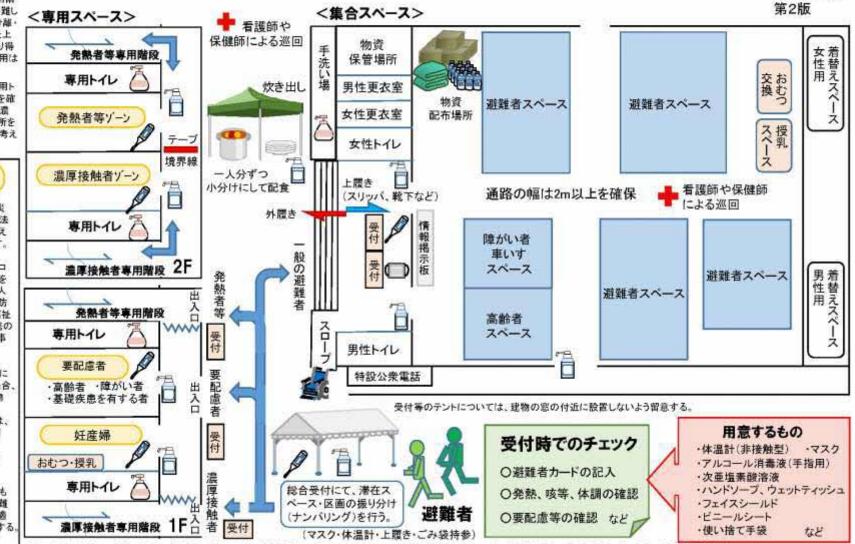
・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法 等を決め、本人に伝え ておくことが重要です。

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を 発症したと疑われる人 の対応については、防 災担当部局と保健福祉 もで、適切な対応を事 前に検討する。

・軽症者等が一時的に 避難所に滞在する場合 一敷地内の別の建物 とする。

一同一建物の場合は、 動線を分け、専用 階段とスペース、 専用のトイレ、専用 風呂等が必要

※軽症者等であっても 原則として一般の避難 所に滞在することは適 当でないことに留意する。



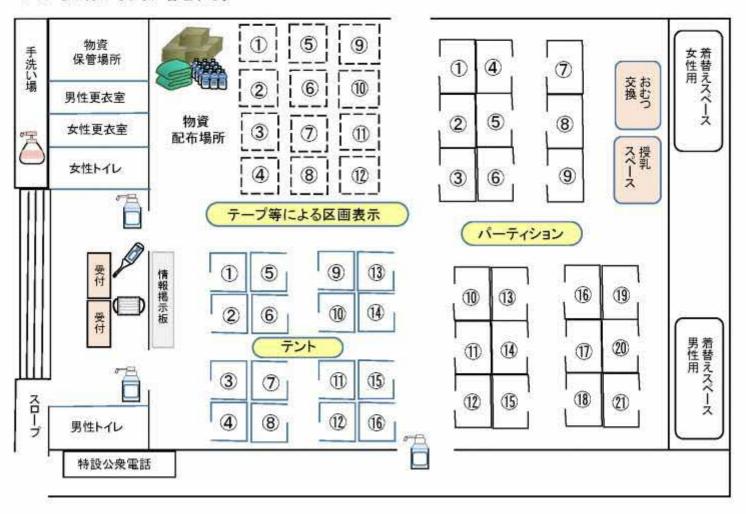
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

R2. 6. 10

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)

R2. 6. 10 第2版

●テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在 しているか分かるように管理する。



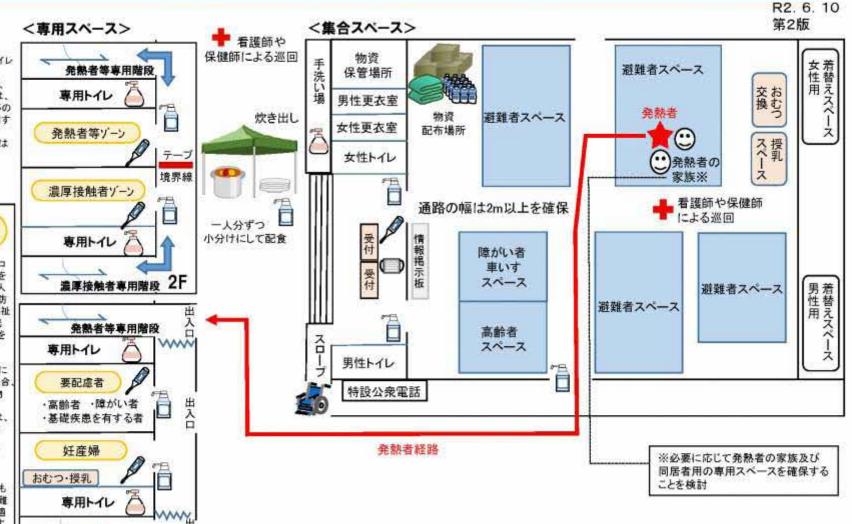
新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付以降〉

専用階段、専用トイレ の確保する。 (専用階段について、 確保が難しい場合は、 時間的分離・消毒等の エ夫をした上で兼用す ることもあり得る。) (健康な人との兼用は 不可)

軽症者等 (一時的)

- ・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を 発症したと疑われる。 発症したと疑われる。 防災担当部局と保健福祉 部局を保健連携 の上で、適切する。 事前に検討する。
- ・軽症者等が一時的に 避難所に滞在する場合 一般地内の別の建物 とする。
- 一同一建物の場合は、 動線を分け、専用 階段とスペース、 専用のトイレ、専用 風呂等が必要
- ※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することが適当でないことに留意する。

濃厚接触者専用階段 1 F △

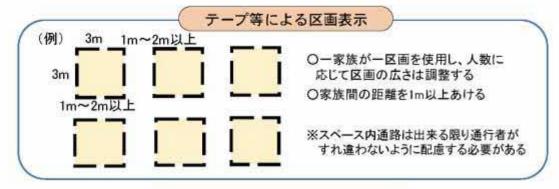


※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

R2. 6. 10 第2版

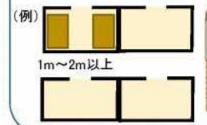
健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)

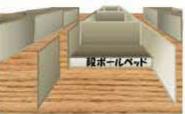
- ●体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。 感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- ●感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。



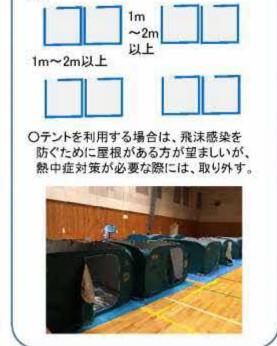
パーティションを利用した場合

○飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位でロ元より高いパーティションとし、プライバシーを確保 する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。









テントを利用した場合

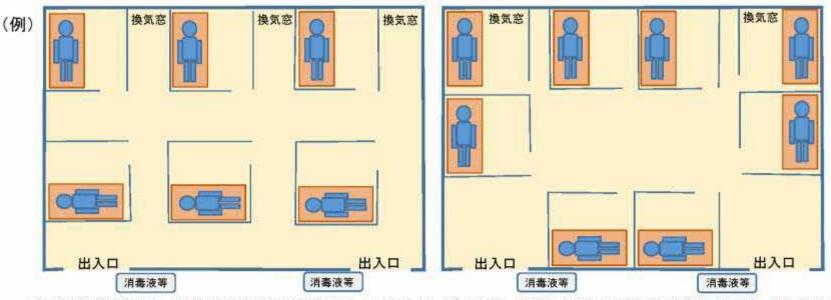
(例)

- ※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人との距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト(例)

R2. 6. 10 第2版

- ●発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- ●発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- ●濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。 ※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- ●人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



- ※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮し つつ、より高いものが望ましい。
 - ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
 - ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、 防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて<u>特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。</u>
 - (例:高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)
- ※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付時〉

専用階段、専用トイレ の確保をする。(専用階 段について、確保が難し い場合は、時間的分離・ 消毒等の工夫をしたよう 消毒等の工夫をしたり得 る。健康な人との兼用は 不可。)

専用スペースと専用ト イレ、独立した動観を確 保できない場合は、濃 厚接触者専用避難所を 別途開設することも考え られます。

軽症者等 (一時的)

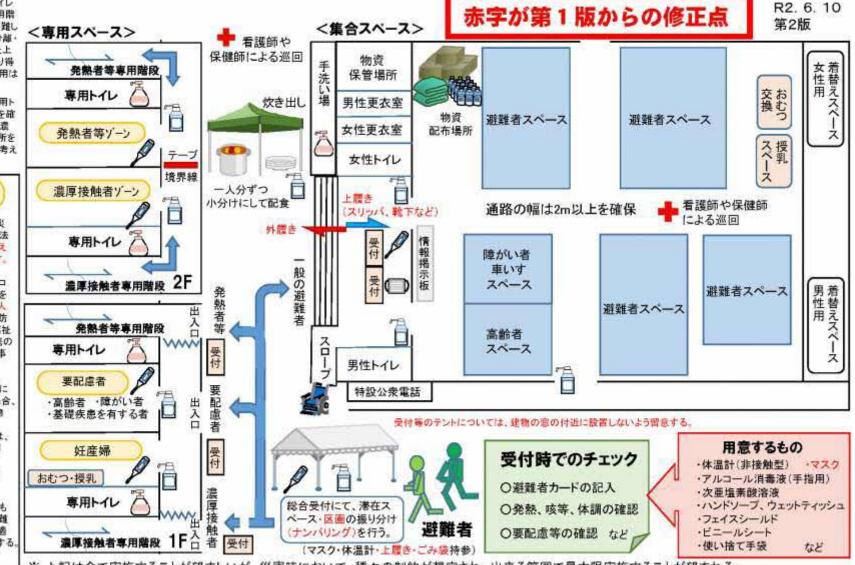
・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法 等を決め、本人に伝え ておくことが重要です。

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を 発症したと疑われる人 の対応については、防 災担当部局と保健福祉 もで、適切な対応を事 前に検討する。

・軽症者等が一時的に 避難所に滞在する場合 一敷地内の別の建物 とする。

一同一建物の場合は、 動線を分け、専用 階段とスペース、 専用のトイレ、専用 風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

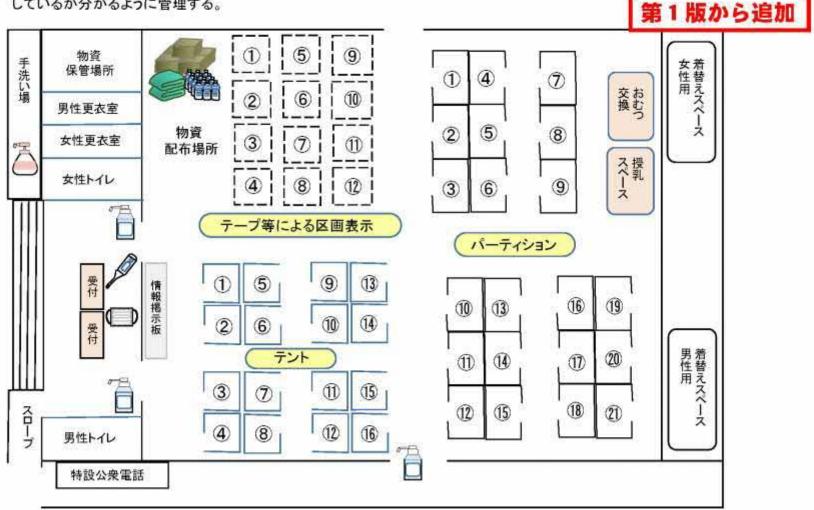


※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)

R2. 6. 10 第2版

●テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在 しているか分かるように管理する。



新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付以降〉

専用階段、専用トイレの確保する。 (専用階段について、 確保が難しい場合は、 時間的分離・消毒等の エ夫をした上で兼用す ることもあり得る。) (健康な人との兼用は 不可)

軽症者等 (一時的)

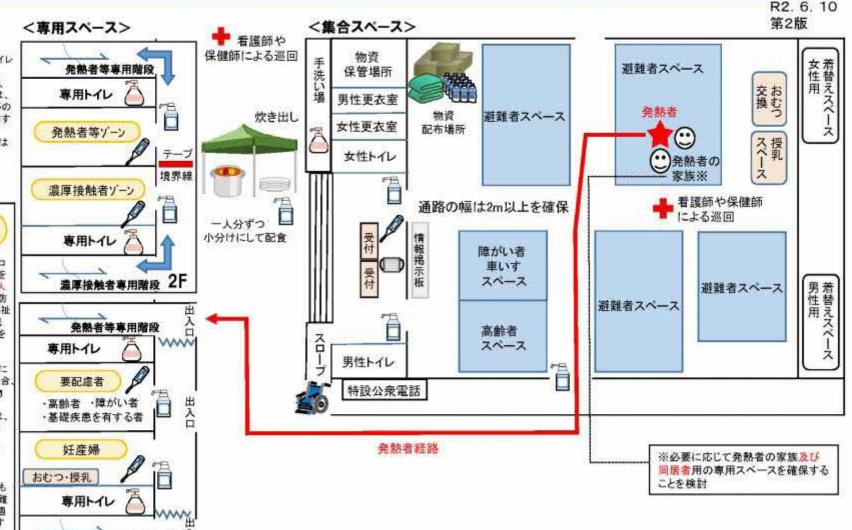
・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分な対応を事前に検討する。

- 軽症者等が一時的に 避難所に滞在する場合 一般地内の別の建物
- とする。 一同一建物の場合は、 動線を分け、専用 階段とスペース、 専用のトイレ、専用

風呂等が必要

※軽症者等であっても 原則として一般の避難 所に滞在することが適 当でないことに留意す る。

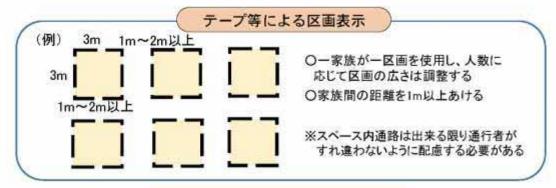
濃厚接触者専用階段 1 F △



R2. 6. 10 第2版

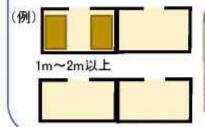
健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト(例)

- ●体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。 感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- ●感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。



パーティションを利用した場合

○飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位でロ元より高いパーティションとし、プライバシーを確保 する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。







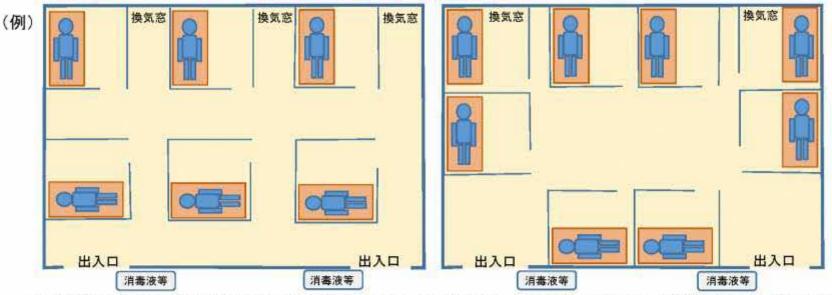


- ※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人との距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト(例)

R2. 6. 10 第2版

- ●発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- ●発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- ●濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。 ※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- ●人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



- ※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、ブライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。
 - ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
 - ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、 防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて<u>特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。</u>
 - (例:高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)
- ※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。